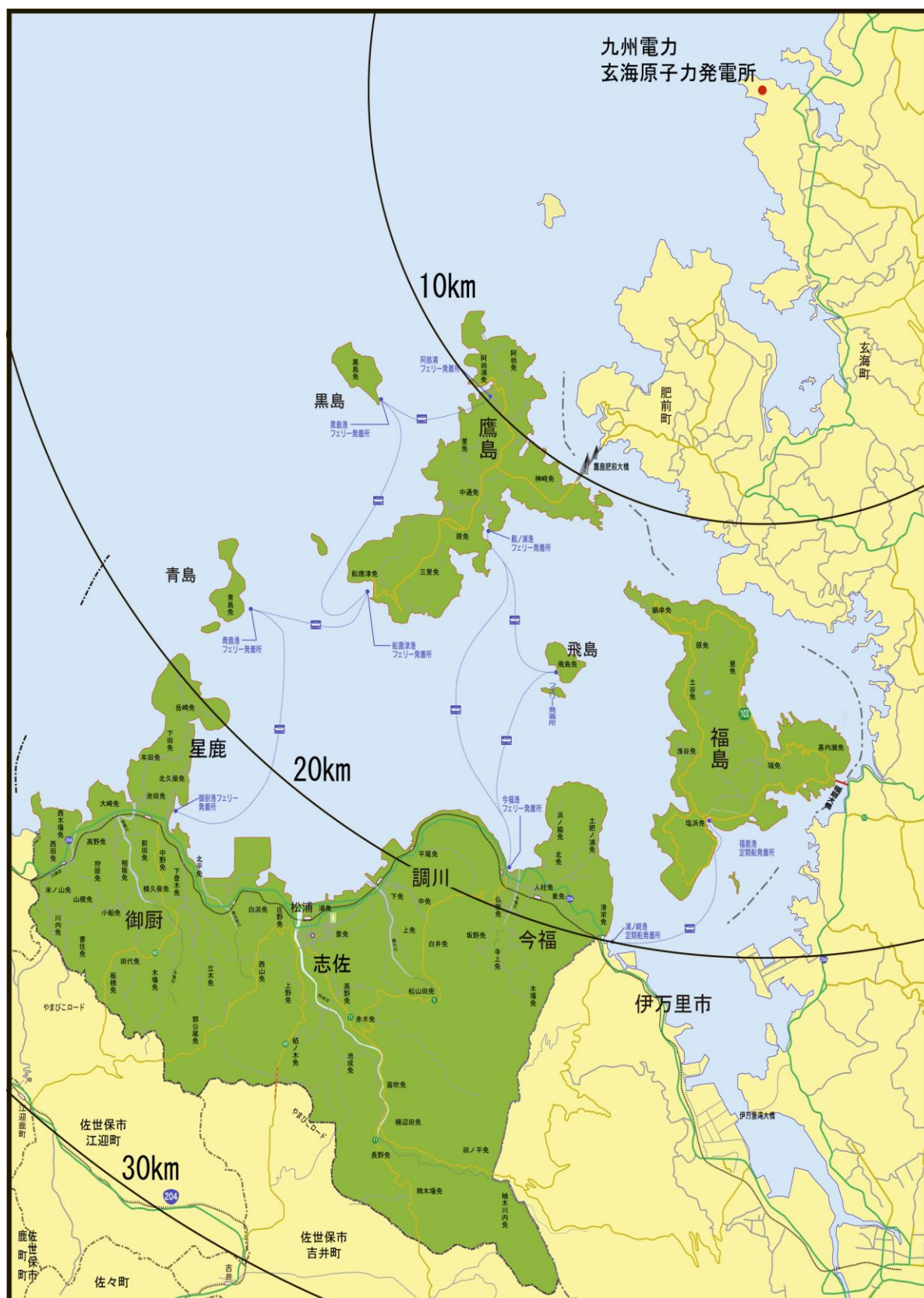


資 料

(第 3 編 原子力災害対策)

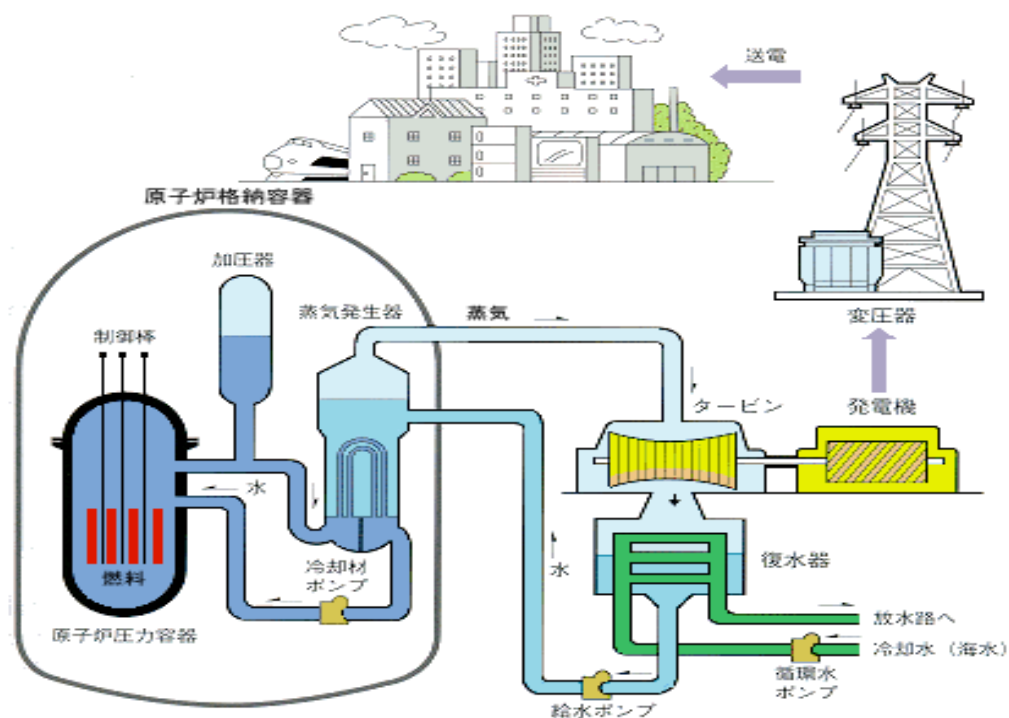
原子力防災対策を重点的に充実すべき対象地域および避難行動計画対象地域
(玄海原子力発電所から半径 30km の地域)



〔 玄海原子力発電所の概要 〕

ユニット 項 目		1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
設置者		九州電力（株）			
所 在 地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷 地 面 積		約 8 7 万 m ²			
電 気 出 力		5 5 万 9 千 kW	5 5 万 9 千 kW	1 1 8 万 kW	1 1 8 万 kW
運 転 開 始		昭和 50 年 1 月	昭和 56 年 3 月	平成 6 年 3 月	平成 9 年 7 月
運 転 状 況		運転終了 平成 27 年 4 月	運転終了 平成 31 年 4 月	再稼働 平成 30 年 3 月	再稼働 平成 30 年 6 月
原 子 炉	型 式	軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）			
	熱出力	165 万 kW	165 万 kW	342 万 3 千 kW	342 万 3 千 kW
燃 料	種 別	—	—	低濃縮（約 4～5%） 二酸化ウラン、 ウラン・プルトニ ウム混合酸化物	低濃縮（約 4～5%） 二酸化ウラン
	装荷量	—	—	約 89 トン	約 89 トン

〔 加圧水型軽水炉（PWR）原子力発電のしくみ 〕



[緊急事態区分と EAL]

現行の原災法等における基準を採用した当面の EAL		緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態 ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができない場合、若しくは停止したことを確認することができない場合 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失した場合 ④非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続する場合 ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合 ⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合 ⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合 ⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合 ⑪当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ⑬オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合などで、原子力規制委員長又は委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

緊急事態区分	施設敷地緊急事態	①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合。 ②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 ③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供する電源が一となる状態が5分間以上継続した場合 ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できない場合 ⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合 ⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失した場合 ⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合 ⑪炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合 ⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合 ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く） ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象等が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある場合、放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
--------	----------	---	---

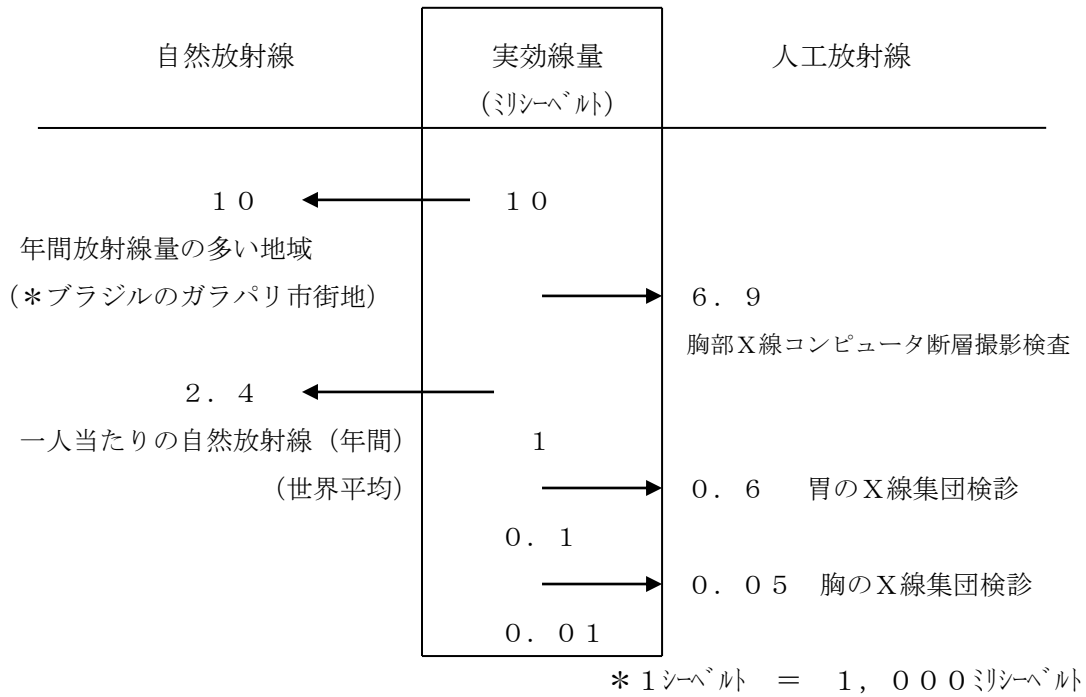
	全 面 緊 急 事 態	①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合 ⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合 ⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続した場合 ⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知した場合 ⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができない場合 ⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できない場合 ⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合 ⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合 ⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く） ⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす場合等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
--	----------------------------	---	--

[OIL と防護措置]

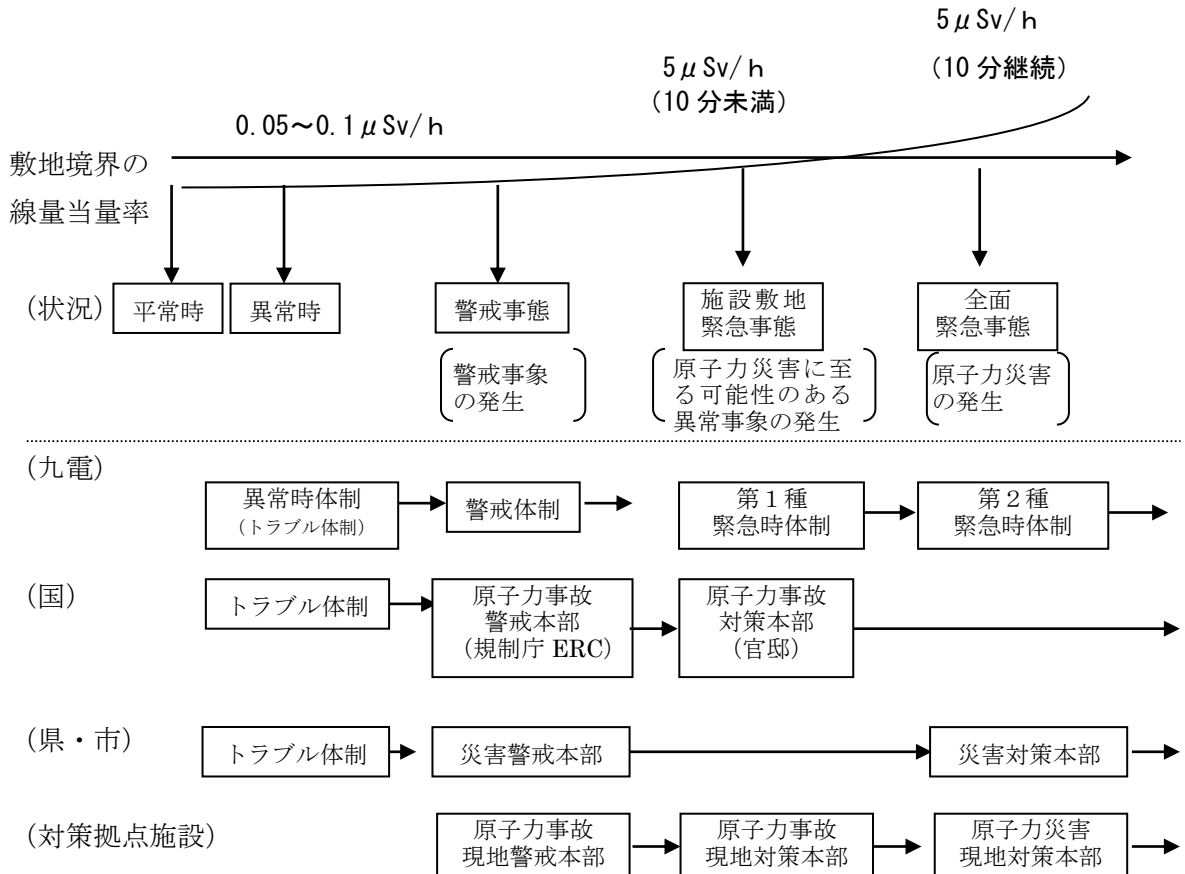
	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	B線:40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) B線:13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際に迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が超過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

[放射線による影響]



[原子力災害発生時の対応]



〔 安定ヨウ素剤の予防服用 〕

年齢及び剤型による安定ヨウ素剤の投与量

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム 丸	ヨウ化カリウム ゼリー (mg)
生後1ヶ月未満	12.5	16.3※		16.3 1包
生後1ヶ月以上 3歳未満	25	32.5※		32.5 1包
3歳以上 13歳未満	38	50	1丸	16.3及び32.5 各1包
13歳以上	76	100	2丸	16.3及び32.5 各2包 または 32.5 3包

※3歳未満の乳幼児や丸剤が利用できない者には、ヨウ化カリウムゼリーを服用させるものとする。

安定ヨウ素剤による防護効果
放射性ヨウ素は、主にプルーム通過時の吸入摂取と汚染した飲食物の口摂取によって体内に入る。安定なヨウ素も放射性のヨウ素も同じように血中を介して甲状腺に取り込まれる。 安定ヨウ素剤を服用すると血中のヨウ素濃度が通常以上に高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ、血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、放射性ヨウ素の甲状腺への到達量を低減することができる。 放射性ヨウ素が吸入摂取または体内摂取される前の24時間以内又は直後に、安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90%以上抑制することができる。 また、すでに放射性ヨウ素が摂取された後であっても、8時間以内の服用であれば、約40%の抑制効果が期待できる。しかし、16時間以降の服用であれば、その効果はほとんどないと報告されている。 安定ヨウ素剤では放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできない。

安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用

(1) 副作用の事例

これまでの原子力事故後の安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用にチェルノブイリ原子力発電所事故後のポーランドの事例では新生児甲状腺機能低下が0.37%に、子供の4.6%に嘔吐、皮膚の発疹、胃痛、下痢、頭痛等の症状が出たとされている。また、福島第一原子力発電所事故時の事例では安定ヨウ素剤を14日以上または20丸を連続服用した229人中3人(1.3%)に一過性甲状腺機能低下症がみられている。

(2) 服用不適項目に該当する症状

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症の既往歴のある人は服用不適切者と判断する。

ヨウ素過敏症は、ヨウ素に対する特殊体質を有する者に起こるアレルギー反応である。服用直後から数時間後までに発症する急性反応で、発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹、喘息発作等が生じ、重篤になるとショックに陥ることがある。

(3) 慎重投与に該当する症状

ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴の者は慎重投与対象者と判断する。

[対象地域の人口・世帯数]

令和6年3月末現在

	地 区	世帯数	人口	年 齢 別 の 分 布 状 況				
				乳幼児	6～18 才	19～40 才	41～64 才	65 才以上
10km 圏内	阿 翁	108	209	2	18	23	54	112
	阿翁浦	251	514	10	44	70	134	256
	日 比	25	76	2	13	12	17	32
	小 計	384	799	14	75	105	205	400
30km 圏内	鷹島町	488	924	19	86	96	255	468
	福島町	1,000	2,283	67	259	333	618	1,006
	御厨町	1,751	3,742	125	418	615	1,088	1,496
	星鹿町	773	1,549	45	159	202	399	744
	志佐町	3,259	6,959	305	922	1,431	2,084	2,217
	調川町	1,072	1,999	36	193	425	572	773
	今福町	1,207	2,467	109	217	397	676	1,068
	小 計	9,550	19,923	706	2,254	3,499	5,692	7,772
合 計		9,934	20,722	720	2,329	3,604	5,897	8,172

※30km圏内の鷹島町の人口及び世帯数は10km圏内の数値を除いた数値

[対象地域内の観光客数] 令和4年

施設名	所在地	季節別入込数（人）					距離 km
		1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	合計	
道の駅「鷹ら島」	鷹島町神崎免	66,321	85,269	71,916	81,078	304,584	10.4
松浦市立埋蔵文化財センター	鷹島町神崎免	399	881	1,108	2,154	4,542	11.3
土谷棚田	福島町土谷免	3,000	900	500	300	4,700	15.0
星鹿城山	星鹿町岳崎免	0	0	0	0	0	20.7
海のふるさと館	志佐町庄野免	96,121	123,816	114,509	125,063	459,509	22.4
不老山総合公園	志佐町高野免	0	0	0	0	0	23.6

〔 松浦市の避難者集合場所 〕

名 称	所 在 地	連絡先電話番号
鷹島スポーツ・文化交流センター	鷹島町里免 1102-1	48-3111
殿ノ浦地区多目的集会所（注１）	鷹島町中通免 230-23	連絡先は区長宅とする
船唐津地区漁民センター（注１）	鷹島町船唐津免 550-5	
福島体育館	福島町塩浜免 2993-89	47-2578
平野工業団地（注１）	福島町塩浜免 37-5	—
今福小学校	今福町東免 16	74-0041
今福中学校	今福町浦免 431-5	74-0044
調川小学校	調川町下免 986	72-0212
調川中学校	調川町下免 1009	72-0184
志佐小学校	志佐町浦免 1590	72-1175
志佐中学校	志佐町浦免 808	72-0049
松浦高等学校	志佐町浦免 738-1	72-0141
上志佐小学校	志佐町笛吹免 901	72-0304
御厨小学校	御厨町前田免 10	75-0232
御厨中学校	御厨町里免 577	75-0233
大崎体育館	御厨町高野免 627	75-0033
星鹿公民館	星鹿町下田免 448-4	75-1630
田代体育館	御厨町田代免 601	75-0033
青島小中学校	星鹿町青島免 701	75-0580
つきの島公園（注２）	調川町下免 851-46	—
御厨港埋立地（仮称）（注２）	御厨町里免地先	—

※市外局番：0956、福島町・鷹島町：0955

（注１）海路避難の場合に集合場所として追加する。

（注２）つきの島公園、御厨港埋立地（仮称）については、避難状況に応じた臨時集合場所とする。

[避難者収容施設 : 大村市、東彼3町]

小学校区	集合場所（集団避難の場合）	避難場所	
		市町名	施設名
鷹 島	鷹島スポーツ・文化交流センター （海路避難の場合） 以下を追加 ・ 殿ノ浦地区多目的集会所 ・ 船唐津地区漁民センター	波佐見町	波佐見町勤労福祉会館
			波佐見町体育センター
			長崎県立波佐見高等学校
			波佐見町立東小学校
			宿コミュニティセンター
			井石郷公民館
			折敷瀬集落センター
福 島 養 源	福島体育館 （海路避難の場合） 以下を追加 ・ 平野工業団地	波佐見町	波佐見町立中央小学校
			波佐見町総合文化会館
			波佐見町立波佐見中学校
			波佐見町立南小学校
			旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂
今 福	今福小学校 今福中学校	東彼杵町	東彼杵町立東彼杵中学校
			ながさき東そのぎこどもの村小中学校
			東彼杵町立千綿小学校
			東彼杵町立農村環境改善センター
			東彼杵町立彼杵小学校

小学校区	集合場所（集団避難の場合）		避難場所	
			市町名	施設名
調 川	調川小学校 調川中学校	東彼杵町	東彼杵町総合会館	
			東彼杵町教育センター分室	
			彼杵児童体育館	
			農民研修センター	
			蔵本構造改善センター	
			東宿コミュニティセンター	
上志佐	上志佐小学校		東彼杵町立（旧）大楠小学校	
			東彼杵町立（旧）千綿小学校	
志 佐	志佐小学校 志佐中学校 松浦高等学校	大村市	大村市体育文化センター	
			大村市立大村中学校	
			長崎県立大村高等学校	
			大村市立西大村中学校	
			大村市立桜が原中学校	
			長崎県立大村工業高等学校	
			大村市立郡中学校	
御 厨	御厨小学校 御厨中学校	川棚町	川棚町勤労青少年ホーム	
			川棚町柔剣道場	
			川棚町立石木小学校	
			川棚町立川棚小学校	
			川棚町中央公園体育館	

小学校区	集合場所（集団避難の場合）		避難場所	
			市町名	施設名
御 厨	御厨小学校 御厨中学校	川棚町	東部地区コミュニティセンター	
			川棚町中央公民館	
			川棚町立川棚中学校	
			川棚町いきがいセンター	
旧大崎	大崎体育館	川棚町	川棚町立小串小学校	
			波佐見町農村環境改善センター	
旧田代	田代体育館	波佐見町	内海産業会館	
			金屋コミュニティセンター	
星 鹿	星鹿公民館	川棚町	長崎県立川棚高等学校	
			川棚町公会堂	
青 島	青島小中学校	東彼杵町	千綿児童体育館	

〔環境モニタリング設備、機器類の配備状況〕

項 目	測定機器名	数量 (台)	配備場所
空間線量測定用（固定式）	モニタリングポスト	3	市役所本庁 阿翁地区（市有地） 原地区（市有地）
空間線量測定用（移動式）	N a I シンチレーション式 サーベイメータ（ γ 線）	24	市役所本庁 12 鷹島支所 3 福島支所 2 市消防本部消防署 7
	シンチレーションサーベイ メータ（ β 線）	50	市役所本庁 35 鷹島支所 3 福島支所 2 市消防本部消防署 10
	可搬型ダストモニター	1	鷹島支所
環境試料測定用	N a I シンチレーション式 サーベイメータ（ γ 線）	2	鷹島支所

〔防災資機材等の配備状況〕

名 称 配置場所 (数量)	防護 服	防護 靴	防護 手袋	防護 マスク	靴カ バー	ポ ケ ッ ト 線 量 計 (防 災 要 員)	除 染 設 備	安 定 ヨ ウ 素 剤
市役所本庁	900	200	1,300	470	810	350	1	丸薬 60,000錠 内服ゼリー（16.3mg） 280包 内服ゼリー（32.5mg） 900包
鷹島支所	120	105	100	100	108	15	—	丸薬 9,000錠 内服ゼリー（16.3mg） 80包 内服ゼリー（32.5mg） 200包
福島支所	90	40	90	40	90	10	—	丸薬 10,000錠 内服ゼリー（16.3mg） 100包 内服ゼリー（32.5mg） 300包
消防本部消防署	495	105	311	120	380	58	—	—
消防署鷹島出張所	20	20	20	23	19	6	—	—
消防署福島出張所	10	10	10	5	10	6	—	—
JCHO 松浦中央病院 鷹島診療所 福島診療所 青島診療所	—	—	—	—	—	—	—	丸薬 56,000錠 内服ゼリー（16.3mg） 120包 内服ゼリー（32.5mg） 300包

〔 防災備蓄品の状況 〕

名 称 備蓄場所 (数量)	ア ル フ ァ 米 等 (食)	保 存 用 ク ラ ッ カ ー (ビスコ) (1缶:5パック入)	非 常 用 飲 料 水 (500ml:本)	エ ア ー マ ッ ト (枚)	真 空 パ ッ ク 毛 布 (枚)	簡 易 ベ ッ ド (台)
松浦市高齢者 生活福祉センター	1, 2 6 0	3	1, 2 6 0	4 0	6 0	2 0
福島保健センター	1, 2 6 0	3	1, 2 6 0	4 0	6 0	2 0
黒島住民センター	1, 4 7 0	3	1, 4 7 0	5 0	7 0	2 0
青島小中学校	4, 3 5 0	—	4, 3 5 0	2 9 0	2 9 0	—
飛島地区放射線 防護施設	9 0 0	2	9 0 0	6 0	6 0	—

備考：その他、救急箱、マスク、トイレダスト、紙オムツ、ウエットティッシュ、ウエットタオル、ボディタオル、
除菌剤、手指消毒液、圧縮タオル、圧縮下着セット（男・女用）を備蓄している。

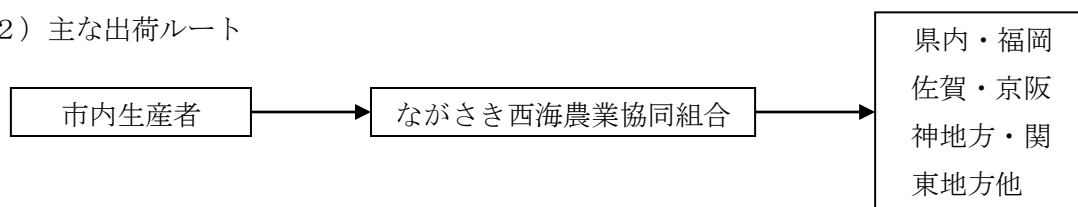
〔対象地域の農産物生産状況〕

(1) 生産状況 (令和4年度)

(単位：t)

地域 \ 農業種別	葉たばこ	水 稻	肉用牛(頭)	野菜	(アスパラガス) (スナップエンドウ) (ブロッコリー)
鷹島町	6 3	1 6 4	5 8 7	7 1	
福島町		4 1 9	6 2 6	3 3	
松浦市 (上記除く)		2, 3 0 6	1, 6 4 3	2 6 0	

(2) 主な出荷ルート



〔対象地域の水産物生産状況〕

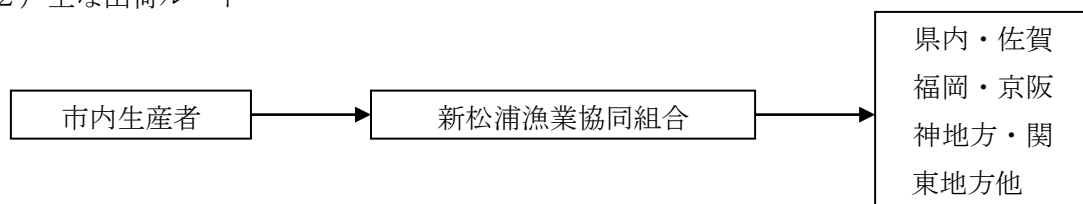
(1) 生産状況 (令和3年)

(単位：t)

漁業種別	ひき網	刺し網	釣・延縄	かご漁業	大型定置網
鷹島町	753.7	3.7	28.4	135.9	0
福島町	408.9	31.9	0.4	9.1	0
松浦市 (上記除く)	470.8	117.7	16.3	1.2	0
合 計	1633.4	153.3	45.1	146.2	0
漁業種別	小型定置網	採貝・採藻	その他の漁業	養殖業	合 計
鷹島町	191.7	212.1	59.2	988.9	2373.6
福島町	2.9	6.2	0	14.6	474.0
松浦市 (上記除く)	81.7	61.0	2478.8	2704.7	5932.2
合 計	276.3	279.3	2538.0	3708.2	8779.8

※令和4年度港勢調査より

(2) 主な出荷ルート



〔 松浦市の保有車両 〕 (令和5年度)

(単位: 台)

普通乗用車	普通貨物車	小型乗用車	軽乗用車
13	7	12	14
軽貨物車	マイクロバス	し尿収集車	一般廃棄物・塵芥 収集車
32	4	7	11
その他の車両			合計
11			111

(消防本部車両、消防団車両除く)

〔 鷹島汽船の船舶 〕

船名	船種	トン数	速力 (ノット)	乗船可能 人員 (人)	自動車積載 面積 (㎡)
た か し ま	汽船	60	20	96	—
フェリーたかしま2	汽船	162	12.00	96	141

〔 金子廻漕店の船舶 〕

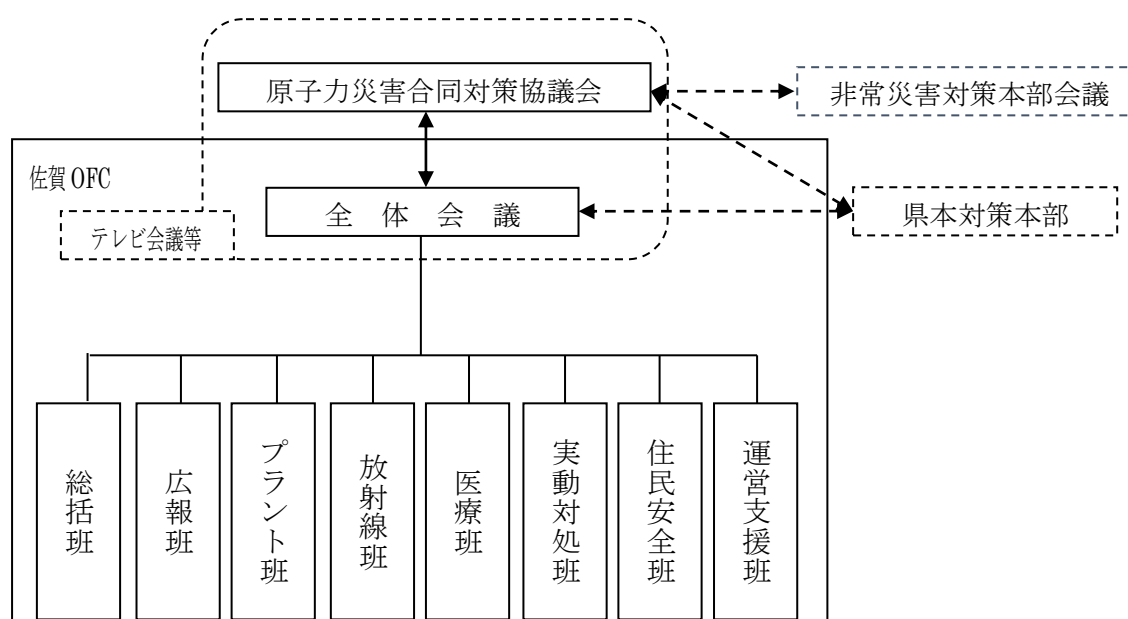
船名	船種	トン数	速力 (ノット)	乗船可能 人員 (人)
つばき2	汽船	19	15.00	70

[救急車両]

配 備 先	住 所	連 絡 電 話	救急車両数 (台)
松浦市消防本部 松浦市消防署	志佐町庄野免 268 番地 3	0956-72-1211	3
松浦市消防署 鷹島出張所	鷹島町中通免 309-3	0955-48-2119	1
松浦市消防署 福島出張所	福島町塩浜免 2993-87	0955-47-2119	1

[対策拠点施設の組織・活動]

(対策拠点施設の組織)



(原子力災害合同対策協議会の活動)

対策協議会	役 割
全 体 会 議	・住民避難、事故収束のための措置等重要事項の調整 ・緊急事態解除宣言、緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小等について国本部への提言 ・対策拠点施設内の情報共有 ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・緊急事態対応方針の決定事項の連絡 ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認

(各班の機能・掌握事務)

班	機能	事務分掌
総 括 班	総合調整	・協議会運営事務局 ・現地対策本部長の補佐 ・協議会の調整事項の伝達 ・国、自治体等との連絡調整 ・屋内退避、避難の情報集約 ・緊急事態解除宣言の具申
広 報 班	報道機関等対応 住民等への広報	・報道機関等への対応 ・住民等への対応
プラント班	事故状況の把握 事故の推移予測	・プラント情報の収集 ・事故の推移予測

放射線班	放射線影響評価 放射線濃度予測	- 放射線状況の整理 - 被ばく線量の予測 - モニタリングデータ収集 - 屋内退避、避難勧告の検討 - 飲食物摂取制限勧告検討
医療班	被災者に対する 医療活動の把握	- 被害状況の把握 - 救命、救助状況の把握 - 屋内退避、避難状況の把握
住民安全班	被災者の救助と 社会秩序の維持 活動の把握調整	- 救急、救命状況の把握 - 交通規制状況の把握 - 緊急輸送実施状況の把握 - 飲食物摂取制限状況把握
実動対処班	実動象徴又は官邸チーム実動対処班及び ERC チーム実動対処班との 連絡・調整	
運営支援班	対策拠点施設 内の管理	- 参集者の食料等の調達 - 対策拠点施設の環境整備 - 対策拠点施設の出入り管理

(対策拠点施設に派遣する職員)

機関名	全 体 会 議		事故対策 連絡会議
	構成員	補助構成員	
長崎県	副知事	防災企画課参事 地域環境課職員	防災企画課参事
長崎県警察	警備課課長補佐		
松浦市	副市長	総務班職員 消防本部警防係長	総務班職員

*副知事が不在の場合、危機管理監が対応する。

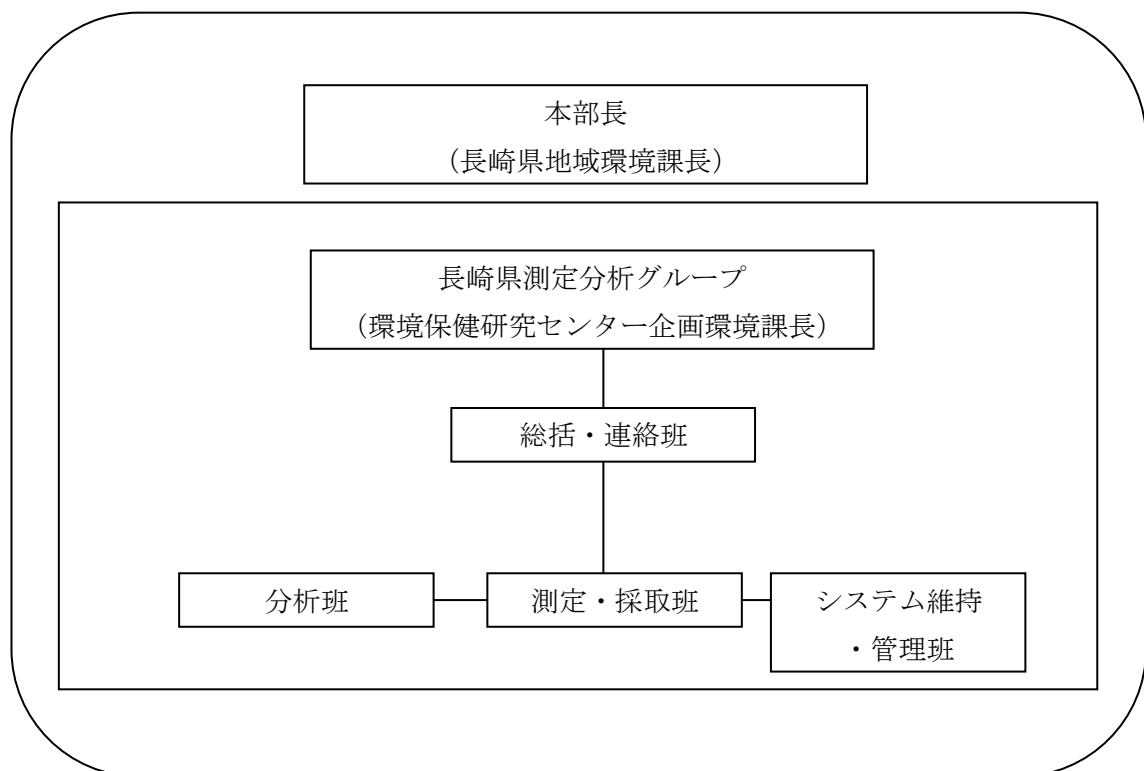
その他の職員についても、代理の者が対応する。

(機能班の職員)

機関名	機能班				
	総括班	放射線班	医療班	住民安全班	広報班
長崎県	防災企画課 職員	環境保健研 究センター 研究員	医療政策課 班長		広報課 課長補佐
長崎県 警察				警備課 課長補佐	
松浦市	総務班 職員	民生班 職員	保健衛生班 職員	民生班 職員	企画広報班 職員

[長崎県緊急時モニタリング本部の組織・活動]

(緊急モニタリング本部組織)



(測定・採取班の主な業務内容)

測定・採取班	・指示書に基づいた空間線量率測定及び報告 ・可搬型モニタリングポストの設置 ・環境試料採取 ・採取した環境試料の分析班への引き渡し ・活動状況報告等
--------	--

(測定・採取班の職員)

測定・採取班								
環境研	県北 保健所	壱岐 保健所	松浦市	佐世保市	平戸市	壱岐市	中国 電力	四国 電力
2名	2名	1名	2名 (市民生活課職員)	2名	2名	2名	2名	2名

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
警戒事態該当事象連絡		
連絡者名		
連絡先		
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称 及び場所	九州電力㈱玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1	
警戒事態に該当する 事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉	
警戒事態に該当する 事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
警戒 事態 に 該 当 す る 事 象 の 概 要	警戒事態に該当 する事象の種類	☐ (AL11) 原子炉停止機能の異常のおそれ ☐ (AL21) 原子炉冷却材の漏えい ☐ (AL24) 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ ☐ (AL25) 全交流動力電源喪失のおそれ ☐ (AL26) 全交流動力電源喪失のおそれ (旧基準炉) ☐ (AL29) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ☐ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐ (AL42) 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ☐ (AL51) 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ☐ (AL52) 所内外通信連絡機能の一部喪失 ☐ (AL53) 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ☐ (外的事象) 地震・津波以外の自然災害
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()
	検出された放射 線量状況、検出さ れた放射性物質 の状況、主な施 設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状況 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海 3、4 号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nSv/h → nSv/h、No.)
その他警戒事態該当事象 の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報（原子炉施設）（第 報）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿				
年 月 日				
第 1 0 条通報				
通報者名				
連絡先				
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。				
原子力事業所の名称及び場所	九州電力(株)玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1			
特定事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉			
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）			
発生した特定事象の概要	<table><tr><td>原子力災害対策特別措置法第 10 条 1 項に基づく基準</td><td>原子力災害対策特別措置法第 15 条 1 項に基づく基準</td></tr><tr><td> ☐ (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ☐ (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ (SE06) 施設内（原子炉外） 臨界事故のおそれ ☐ (SE21) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 ☐ (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 ☐ (SE25) 全交流動力電源の 3 0 分以上喪失 ☐ (SE27) 直流電源の部分喪失 ☐ (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ☐ (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ☐ (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ☐ (SE42) 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ☐ (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ☐ (SE51) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ☐ (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 ☐ (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ☐ (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 </td></tr></table>	原子力災害対策特別措置法第 10 条 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条 1 項に基づく基準	☐ (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ☐ (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ (SE06) 施設内（原子炉外） 臨界事故のおそれ ☐ (SE21) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 ☐ (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 ☐ (SE25) 全交流動力電源の 3 0 分以上喪失 ☐ (SE27) 直流電源の部分喪失 ☐ (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ☐ (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ☐ (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ☐ (SE42) 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ☐ (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ☐ (SE51) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ☐ (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 ☐ (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ☐ (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生
	原子力災害対策特別措置法第 10 条 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条 1 項に基づく基準		
	☐ (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ☐ (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ (SE06) 施設内（原子炉外） 臨界事故のおそれ ☐ (SE21) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 ☐ (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 ☐ (SE25) 全交流動力電源の 3 0 分以上喪失 ☐ (SE27) 直流電源の部分喪失 ☐ (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ☐ (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ☐ (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ☐ (SE42) 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ☐ (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ☐ (SE51) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ☐ (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 ☐ (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ☐ (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生			

☐ (GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇☐ (GE02・SE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出☐ (GE03・SE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出☐ (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出☐ (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出☐ (GE06) 施設内（原子炉外）での臨界事故☐ (GE11) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能☐ (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能☐ (GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能☐ (GE25) 全交流動力電源の 1 時間以上喪失☐ (GE27) 全直流電源の 5 分以上喪失☐ (GE28) 炉心損傷の検出☐ (GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失☐ (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出☐ (GE41) 格納容器圧力の異常上昇☐ (GE42) 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ☐ (GE51) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失☐ (GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

原災法及び原子力災害対策指針に基づく E A L 基準の整理表

E A L 区分		警戒事態に該当する事象 (A L)		施設敷地緊急事態に該当する事象 (SE) (原災法第10条第1項に基づく特定事象)		全面緊急事態に該当する事象 (G E) (原災法第15条第1項に該当する緊急事態事象)	
		EAL 番号	E A L 略称	EAL 番号	E A L 略称	EAL 番号	E A L 略称
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	GE11	原子炉停止の失敗または停止確認不能
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分間以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失
	27	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分間以上喪失
	28	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
閉じ込める	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
	41	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	単一障壁の喪失または喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失または喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性
その他の脅威	43	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	—	—
	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
事業所外運搬	55	—	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE54	防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	61	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	62	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

(注) E A L 番号は、BWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する E A L 番号は、欠番となる。